

# 10月から介護保険施設などの利用料が変わります

介護保険制度は施行から5年を経て、国民の老後の生活を支える制度のひとつとして定着してきました。一方で、介護保険制度から給付される費用は年々増大しています。介護保険の給付費は、保険料と公費（税金）により支えられており、介護保険料は、高齢者の方にもご負担いただいておりますが、このままでは、大幅な上昇が見込まれます。保険料の上昇を抑えるためには、少しでも早く介護保険から給付される費用を効率化し、重点化していく必要があります。

今回の制度の見直しは、こうした趣旨を踏まえ平成17年10月から実施するものです。

## 1. 居住費・食費の負担額が変わります

### ①対象となる方及び見直しが行われる費用

・介護保険施設（特別養護老人ホーム、老人保健施設、介護療養型医療施設）の利用者・・・居住費、食費  
 ・ショートステイ（短期入所生活介護、短期入所療養介護）の利用者・・・・・・・・・・滞在費、食費  
 ・デイサービス（通所介護）、デイケア（通所リハビリテーション）の利用者・・・・・・・・・・食費

### ②見直し内容

(1) 居住費（ショートステイの場合は滞在費）

居室は、多床室（相部屋）、従来型個室、ユニット型準個室、ユニット型個室の4つに区分されます。多床室（相部屋）については光熱水費相当、従来型個室・ユニット型準個室・ユニット型個室については室料と光熱水費相当が自己負担になります。（具体的な金額は各施設で設定されます）

(2) 食費

食材料費と調理費相当が自己負担になります。（具体的な金額は各施設で設定されます）

### ③こう変わります

利用料がどう変わるかは施設によって、また、それぞれの介護度や利用者負担段階（左ページ下表）によって異なります。その一例を紹介します。

## (参考)特別養護老人ホームの入所者における利用者負担の変化

【単位：万円】（月額概数）

改正後の利用者負担段階	【現行】				→	【見直し後】			
	利用者負担計	1割負担	居住費	食費		利用者負担計	1割負担	保険外に	
							居住費	食費	利用者負担の上限を設定
第1段階	2.5 (4.5-5.5)	1.5	- (2.0-3.0)	1.0	→	2.5 (5.0)	0 (2.5)	1.0	
第2段階	4.0 (7.0-8.0)	2.5	- (3.0-4.0)	1.5		3.7 (5.2)	1.0 (2.5)	1.2	
第3段階	4.0 (7.0-8.0)	2.5	- (3.0-4.0)	1.5		5.5 (9.5)	1.0 (5.0)	2.0	

第4段階以上	5.6 (9.7-10.7)	3.0 (3.1)	- (4.0-5.0)	2.6		8.1 (12.8)	2.9 (2.6)	1.0 (6.0)	4.2
--------	-------------------	--------------	----------------	-----	--	---------------	--------------	--------------	-----

(参考) 標準的なケース  
 利用者負担の上限を設定  
 利用者との施設との契約により設定

※表中のカッコ内は、ユニット型個室の場合

※要介護5のケース

## 2. 所得の低い方の負担は低く抑えられます

居住費や食費の具体的な水準は、利用者と施設との契約によるものが原則となりますが、所得の低い方には負担限度額を設け、施設には平均的な費用（基準費用額）と負担限度額との差額を保険給付で補う仕組み（補足給付）を新たに設けます。

所得の低い方の負担の上限は次のようになります。

居住費		負担限度額			基準費用額
		第1段階	第2段階	第3段階	
多床室（相部屋）		0円/日（0円）	320円/日(1.0万円)	320円/日(1.0万円)	320円/日(1.0万円)
従来型個室	①特養等	320円/日(1.0万円)	420円/日(1.3万円)	820円/日(2.5万円)	1,150円/日(3.5万円)
	②老健・療養等	490円/日(1.5万円)	490円/日(1.5万円)	1,310円/日(4.0万円)	1,640円/日(5.0万円)
ユニット型準個室		490円/日(1.5万円)	490円/日(1.5万円)	1,310円/日(4.0万円)	1,640円/日(5.0万円)
ユニット型個室		820円/日(2.5万円)	820円/日(2.5万円)	1,640円/日(5.0万円)	1,970円/日(6.0万円)

（月額概数）

※①は特別養護老人ホーム、短期入所生活介護の場合。

②は老人保健施設、介護療養型医療施設、短期入所療養介護の場合。

※なお、施設には平均的な居住費用（基準費用額）と上表の負担限度額の差額が、補足給付として、介護保険から給付されます。

食費			基準費用額
第1段階	第2段階	第3段階	
300円/日（1万円）	390円/日（1万2千円）	650円/日（2万円）	1,380円/日（4万2千円）

（月額概数）

※なお、施設には平均的な食費（基準費用額）と上表の負担限度額との差額が、補足給付として、介護保険から給付されます。

## 3. 高額介護サービス費の見直し

- ・現在、保険給付の1割は利用者の方にご負担いただいておりますが、1割負担の合計額が一定の上限額（下表参照）を超えた場合、超えた分が申請により払い戻される仕組み（高額介護サービス費の支給）があります。
- ・利用者負担第2段階の方については、この負担上限額を引き下げることとしています。

【現行】 24,600円/月 → 【見直し後】 15,000円/月

利用者負担段階表（補足給付の対象となるのは、利用者負担第1段階から第3段階です）

利用者負担段階	対象者	利用者負担上限額
所得の低い方	第1段階 ・市町村民税世帯非課税の老齢福祉年金受給者 ・生活保護受給者	15,000円
	第2段階 ・市町村民税世帯非課税であって、課税年金収入額と合計所得金額の合計が80万円以下の者	現行 24,600円 見直し後 15,000円
	第3段階 ・市町村民税世帯非課税であって、利用者負担第2段階以外の方（課税年金収入が80万円超266万円未満の方等）	24,600円
第4段階以上	・上記以外の方	37,200円

◎お問い合わせ 高齢者支援課 ☎62-1112